

平成28年度 第10回理事会

日 時：平成29年1月13日（金） 15：30～16：30

場 所：特別会議室（つくば市）

I. 報 告

1. 平成29年度予算概算決定の概要 「一部非公表」
2. 中長期目標の変更案のポイント及び今後のスケジュール（予定）について
「非公表」
3. 平成29年4月期新規採用の内定状況について
4. 国立研究開発法人森林総合研究所非常勤職員就業規則等の改正について
5. 国立研究開発法人森林総合研究所クロスアポイントメントに関する規程
（案）について
6. その他
 - （1）今後の行事予定について
 - （2）主要行事

理事会資料
平成29年1月13日

国立研究開発法人森林研究・整備機構※研究・育種勘定運営費交付金 【10,155,381(10,185,296)千円】

事業のポイント

森林・林業に係る試験・研究や林木の優良な種苗の生産・配布等を行うことにより、森林の多面的機能の発揮や、林業技術の向上を図ります。

(国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務)

- ・森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習等を実施します。
- ・林木の優良な種苗の生産及び配布等を実施します。

政策目標

- 森林及び林業に関する総合的な試験・研究及び林木育種事業を着実に推進します。
- 国立研究開発法人森林研究・整備機構の中長期目標を達成します。

<内容>

農林水産大臣から示された「中長期目標」を達成するため、我が国の森林・林業の再生、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等森林・林業分野における行政課題に対応した試験・研究を実施します。

<交付率>

定額

<事業実施主体>

国立研究開発法人森林研究・整備機構

<事業実施期間>

平成28年度～平成32年度（5年間）

※平成28年5月の森林法等の一部改正により国立研究開発法人森林総合研究所の名称を国立研究開発法人森林研究・整備機構に改称

国立研究開発法人森林研究・整備機構*施設整備費補助金
【219,240(215,254)千円】

事業のポイント

森林・林業に係る試験・研究や林木の優良な種苗の生産・配布等を行うのに必要な施設の改善等を行うことにより、これらの業務の円滑な実施を図ります。

(国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務)

- ・森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習等を実施します。
- ・林木の優良な種苗の生産及び配布等を実施します。

政策目標

- 森林及び林業に関する総合的な試験・研究及び林木育種事業を着実に推進します。
- 国立研究開発法人森林研究・整備機構の中長期目標を達成します。

<内容>

北海道支所暖房設備改修、林木育種センター木材組織解析室改修（ゲノム育種推進拠点施設整備）を実施します。

<補助率>

定額

<事業実施主体>

国立研究開発法人森林研究・整備機構

<事業実施期間>

平成29年度

※平成28年5月の森林法等の一部改正により国立研究開発法人森林総合研究所の名称を国立研究開発法人森林研究・整備機構に改称

平成29年1月13日

平成29年度 林野庁関係予算(総括表)

平成28年12月

区 分	平成28年度 当初予算額	平成29年度 概算決定額(A)	(28年度2次補正追加額)	
			補正額(B)	A+B
	億円	億円	億円	億円
公共事業費	1,900	1,900	663	2,563
	—	(100.0%)	—	(134.9%)
一般公共事業費	1,800	1,800	410	2,210
	—	(100.0%)	—	(122.8%)
治山事業費	597	597	100	697
	—	(100.0%)	—	(116.8%)
森林整備事業費	1,203	1,203	310	1,513
	—	(100.0%)	—	(125.8%)
災害復旧等事業費	100	100	253	353
	—	(100.0%)	—	(353.5%)
非公共事業費	1,033	1,055	360	1,415
	—	(102.1%)	—	(137.0%)
合 計	2,933	2,956	1,022	3,978
	—	(100.8%)	—	(135.6%)

(注)1 上記のほか、農山漁村地域整備交付金及び農山漁村振興交付金に、林野関係事業を措置している。

2 ()内の数字は対前年度比。

3 計数は、四捨五入のため合計とは一致しない場合がある。

4 このほか、28年度3次補正予算において、災害復旧等事業に95億円を措置している。

平成29年度 森林整備事業予算概算決定の概要

林野庁整備課

(単位:百万円)

事 項	28年度 予算		平成29年度 概算決定						
	通常枠	通常枠+ 復興枠	要求枠	要望枠	一般会計	対前年度比	復興特会	一般会計+ 復興特会	対前年度比
	a	b	c	d	e=c+d	e/a	f	g=e+f	g/b
森林整備事業(民有林)	54,569	57,736	32,408	22,174	54,582	100.0%	3,262	57,844	100.2%
民有林補助事業	29,724	32,405	10,719	19,018	29,737	100.0%	2,757	32,494	100.3%
森林整備事業調査等	79	79	79	-	79	100.0%	-	79	100.0%
森林環境保全整備事業	28,681	31,356	10,250	18,377	28,627	99.8%	2,756	31,383	100.1%
森林環境保全直接支援事業	23,820	26,436	7,227	15,967	23,194	97.4%	2,628	25,822	97.7%
林業専用道整備事業	2,218	2,277	1,633	600	2,233	100.7%	128	2,361	103.7%
環境林整備事業	2,643	2,643	1,390	1,810	3,200	121.1%	-	3,200	121.1%
後進地域補助率差額	28	34	10	-	10	35.7%	1	11	32.4%
美しい森林づくり基盤整備交付金	936	936	380	641	1,021	109.1%	-	1,021	109.1%
水源林造成事業	24,845	25,331	21,689	3,156	24,845	100.0%	505	25,350	100.1%
災害復旧等	2,433	2,540	2,433	-	2,433	100.0%	74	2,507	98.7%

- (注) 1 復興枠は、東日本大震災における復興対策に係る経費。
 2 上記のほか、森林整備関係予算として農山漁村地域整備交付金(農村振興局計上)等がある。
 3 このほか、28年度3次補正予算において、災害復旧等事業(森林整備関係)に19億円を措置している。

森林整備事業（公共）

【120,313（120,286）百万円】

対策のポイント

森林吸収量の確保に向け施業の集約化や森林整備の低コスト化を図り、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を推進するほか、条件不利地等における森林整備を推進します。

<背景／課題>

- 我が国の豊富な森林資源を循環利用し、安定的な木材の供給体制の構築に資するとともに、地球温暖化防止対策としての森林吸収量3.5%の確保に向け、施業の集約化を図り、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を推進するほか、鳥獣害防止施設の整備等を推進する必要があります。

政策目標

森林吸収量の算入上限値3.5%（平成2年度比）の確保に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均：52万ヘクタール）

<主な内容>

- 施業の集約化を図り、間伐やこれと一体となった路網の整備、主伐後の再造林等を推進します。その際、鳥獣害防止施設の設置・改良や、伐採と造林の一貫作業システムの導入等を通じた森林整備の低コスト化を進めながら健全な森林の育成を推進します。

森林環境保全直接支援事業 23,194（23,820）百万円
林業専用道整備対策 10,733（10,731）百万円
国費率：10/10、1/2、3/10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林所有者等

- 奥地水源林や台風等の気象害を受けた森林等であって、所有者の自助努力によっては適正な整備ができない森林において、公的主体による間伐や針広混交林への誘導、被害森林の整備などを推進します。

環境林整備事業 3,200（2,643）百万円
水源林造成事業 24,845（24,845）百万円
国費率：10/10、3/10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、国立研究開発法人森林研究・整備機構等

お問い合わせ先：
林野庁整備課（03-6744-2303（直））

天然力を活用した公的森林整備の推進（拡充）

1 趣旨

奥地水源地域の森林のうち、森林所有者の自助努力等によっては適切な整備が見込めない森林及び奥地水源林として造成してきた高齢級人工林等の公益的機能の着実な発揮に向けて、針広混交林への誘導等、公的主体による多様な森林整備を推進する必要があります。

このため、(研)森林研究・整備機構が、水源林造成事業の既契約地及びこれと一体的かつ効率的に施業が行える保安林等において、公益的機能の維持・向上等を図るため、針広混交林等の多様な森林を造成するための更新伐や樹下植栽等の施業を推進します。

2 事業内容

水源林造成事業の既契約地及びこれと一体的かつ効率的に施業が行える保安林等において、必要に応じ広葉樹の進入を促進するための更新伐や樹下植栽等の施業を推進します。

3 事業実施主体

国立研究開発法人森林研究・整備機構

4 補助率

国 定額(9/10)、定額

5 事業実施期間

平成29年度～

6 平成29年度概算決定額

24,845百万円（水源林造成事業）の内数

(林野庁 森林整備部 整備課)

幹線林道事業移行円滑化対策交付金（継続）

【平成29年度概算決定額 114,499（125,000）千円】

対策のポイント

平成19年度末に緑資源機構を廃止し、緑資源幹線林道事業も廃止したことに伴い、既設幹線林道に係る債権の確定と債務の償還等を円滑に進める必要があります。

- ・ 既設幹線林道の建設については緑資源機構が実施し、建設の事業費に係る借入金等については、緑資源機構が徴収（徴収制度：25年元利均等半年賦払）する道県の負担金、受益者の賦課金をもって償還してきたところです。
- ・ しかし、平成19年度末で緑資源機構を廃止し、緑資源幹線林道事業も廃止したことから、業務を承継した国立研究開発法人森林研究・整備機構において既設幹線林道に係る債権の確定と円滑な賦課金等の徴収、借入金等の償還を行うことが必要です。

政策目標

既設幹線林道の道県等への円滑な移管

<内容>

1. 賦課金等債権の確定及び徴収のための事務費

国立研究開発法人森林研究・整備機構における既設幹線林道に係る債権の確定と賦課金・負担金の徴収に係る事務費の措置

2. 徴収・償還等対策

- ① 賦課金の再調整に伴う還付利息相当額の補填
- ② 徴収・償還の制度差に起因する利差損相当額の補填

<交付率>

定額

<交付先>

国立研究開発法人森林研究・整備機構

<事業実施期間>

平成20年度～

[担当課：林野庁整備課]

【復興庁計上分】

放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業（継続）

【3,401,093(3,802,117)千円】

事業のポイント

森林内における放射性物質の実態把握、森林施業等による放射性物質拡散防止・低減効果の検証、避難指示区域等における林業再生に向けた実証、森林整備と一体的に行う放射性物質対策等の取組を実施します。

<背景／課題>

- ・放射性物質の影響がある被災地の森林・林業の再生を図るため、これまで、放射性物質の実態把握、放射性物質の拡散防止等のための技術検証・開発、除染等の技術実証、放射性物質対処型森林・林業復興対策を実施してきたところです。
- ・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」（平成28年3月11日閣議決定）において、「森林・林業の再生のための取組を関係省庁が連携して推進する」とされたことを踏まえ、引き続き、森林における放射性物質対策を着実に実施し、森林・林業の再生を通じた被災地の復興を推進します。

政策目標

森林・林業の再生を通じた被災地の復興

<内容>

1. 森林内における放射性物質の実態把握 34,000千円
森林内の放射性物質による汚染実態等を把握するため、樹冠部から土壌中まで階層ごとの放射性物質の分布状況等の調査・解析を実施します。
2. 森林施業等による放射性物質拡散防止・低減効果の検証 300,369千円
放射性物質の拡散防止等を目的として技術実証を実施した箇所において、モニタリング調査等を実施し、森林施業等による放射性物質拡散防止・低減効果を検証します。
3. 避難指示区域等における林業再生に向けた実証等 772,765千円
 - ①避難指示区域等における実証等
森林周辺の放射線量の低減を図るとともに、避難指示区域等において、指定解除後の帰還と林業の再生を円滑に進められるよう実証事業を実施します。
 - ②情報の収集・整理と情報発信等
林業の再生に向けた情報の収集・整理と情報発信等を実施します。
4. 放射性物質対処型林業再生対策 2,293,959千円
 - ①実証に係る事前調査等
事業地を選定するための汚染状況重点調査地域等の森林の放射線量等の概況調査、作業計画の検討を行うための実証対象森林の調査、森林所有者等への説明・同意取り付け等を実施します。
 - ②伐採に伴い発生する副産物の減容化等放射性物質への対処方策の実証
円滑な森林整備を促進するため、伐採に伴い発生する樹木の枝葉等の破碎・梱包・運搬・保管、放射性物質の拡散抑制のための木柵の設置等、地域において放射性物質への対処に必要な取組を実証的に実施します。
 - ③副産物等の利用の円滑化のための実証
既存及び新設木質バイオマス関連施設の利用にあたって、放射性物質への影響に対処するための施設等の整備や新技術の導入等により、実証的な取組を実施します。
 - ④ほだ木等原木林再生のための実証
放射性物質の影響を受けているほだ木等の原木林の再生に向けた実証的な取組を

[平成29年度予算の概要]

実施します。

<補助率等>

1、2、3	委託
2、4	定額、10/10
4	請負

<事業実施主体>

1	国
2	国、県、市町村
3	国
4 ①	県、市町村等
4 ②	県、市町村、(研) 森林研究・整備機構、国等
4 ③	都県、市町村、民間団体
4 ④	都県、市町村、民間団体等

<事業実施期間>

平成29年度～平成32年度（4年間）

[担当課：林野庁研究指導課、整備課、業務課、木材利用課]

理 事 会 資 料
平成 2 9 年 1 月 1 3 日

平成 2 9 年 4 月期新規採用の内定状況について

平成 2 9 年 4 月期の新規採用の内定状況について、下記のとおり報告する。

記

1. 一般職員

	採用予定数	内定者数	備 考
研究部門	7	6 (1)	内定者には、技術系 1 名含む
育種部門	0	0	
森林整備	1 2	8 (6)	
計	1 9	1 4 (7)	

2. 研究職員

	パーマネント		任期付研究員	
	採用予定数	内定者数	採用予定数	内定者数
研究部門	5	5 (3)	5	5 (1)
育種部門	1	1 (1)	0	0
計	6	6 (4)	5	5 (1)

注： () 書きは女性の内数

理 事 会 資 料
平成 29 年 1 月 13 日

国立研究開発法人森林総合研究所非常勤職員就業規則等の改正について

1 改正の趣旨

平成 25 年 4 月 1 日に「労働契約法の一部を改正する法律」が施行され、有期労働契約が繰り返し更新されて通算 5 年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルール等が規定された。

このため、当所においても同法改正の趣旨を踏まえ、森林総合研究所非常勤職員就業規則（以下「就業規則」という。）等を改正して無期労働契約に係る規定を設けるなど、所要の措置を講じることとする。

2 改正の概要

- (1) 就業規則に「無期労働契約」の章を新設し、以下に掲げる事項等を規定する。
 - ① 非常勤職員のうち、通算契約期間が 5 年（非常勤特別研究員及び研究助手にあつては 10 年）を超える者が、研究所に対して無期労働契約への転換の申込みを行った場合、無期労働契約に転換する。
 - ② ①の通算契約期間の計算に際しては、期間中における、有期労働契約がない時期の有無及び有る場合はその年月等を勘案する。
 - ③ 研究所は、業務上の都合により、無期雇用契約を締結した非常勤職員の所属又は就業の場所を変更することができる。
 - ④ 無期雇用契約を締結した非常勤職員の定年は 60 歳とする。定年により退職する非常勤職員は再雇用希望を申し出ることができるが、満 65 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までに退職するものとする。
- (2) 非常勤職員の勤務形態の見直し等を行うため、森林総合研究所非常勤職員規程等を改正する。

3 施行予定時期

平成 29 年 4 月 1 日

理 事 会 資 料
平成29年1月13日

国立研究開発法人森林総合研究所クロスアポイントメントに関する
規程（案）について

第4期中長期目標の「5 人材の確保・育成」において「研究者の流動化や人材交流により新たなイノベーション創出を図るため、クロスアポイントメント制度等を整備する。」とされたことを受けて、「クロスアポイントメントに関する規程（案）」を別添により制定する。

国立研究開発法人森林総合研究所クロスアポイントメントに関する規程（案）

平成29年 月 日
28森林総研第 号

（目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人森林総合研究所職員就業規則（13森林総研第7号。）第26条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）が研究成果の最大化等の目的で実施する職員の在籍型出向に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 研究職員 国立研究開発法人森林総合研究所職員給与規程（13森林総研第31号。以下「職員給与規程」という。）第5条第1項第三号から第六号に掲げる職員をいう。
- 二 領域長等 企画部長、研究領域長、研究拠点長、林木育種センター所長、森林バイオ研究センター長、支所長、科学園長及び育種場長のことをいう。
- 三 他機関 国立大学法人、国立研究開発法人及び理事長が特に認めた研究機関をいう。
- 四 クロスアポイントメント 研究職員が他機関の職員としての身分を有し、又は他機関の職員が研究所の職員としての身分を有し、研究所及び当該機関の業務を併せて行うことをいう。（ただし、研究所と他機関が第5条に定める協定を締結したものに限る。）

（申請）

第3条 領域長等は、当該領域等の研究職員にクロスアポイントメントの適用を希望する場合は、他機関との事前協議を経て、クロスアポイントメントを実施する初日の2月前までに別紙様式1「クロスアポイントメント申請書」を理事長に提出しなければならない。

（承認）

第4条 理事長は前条の申請があった場合は、研究戦略会議での審議を経て、適用の承認又は不承認を決定する。

2 前項の承認にあたっては、次に掲げる基準の全てに適合することを要件とする。

- 一 当所の研究の発展に寄与するものと認められること。
- 二 研究所の利益に相反しないこと。
- 三 研究職員としての倫理が保持されること。
- 四 研究所の職員としての職務遂行に支障が生じないこと。
- 五 その他職務の公正性、透明性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

(協定の締結)

第5条 理事長は、第4条の規定により承認したときは、当該クロスアポイントメントを実施する他機関の長との間で、次の各号に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

- 一 クロスアポイントメントを実施する研究職員の職名及び氏名
- 二 クロスアポイントメントの実施期間
- 三 勤務時間、勤務割合、給与等の取扱い
- 四 職務発明等の取扱い
- 五 その他クロスアポイントメントの実施に関し必要な事項

(承認取消し)

第6条 理事長は、第4条第1項の規定により承認したクロスアポイントメントが、第4条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなると認めるときは、その承認を取り消すものとする。

(クロスアポイントメントの期間)

第7条 クロスアポイントメントの実施期間は、3年以内とする。

- 2 前項の期間は、第4条の承認を経て更新することができる。
- 3 第3条から前条までの規定は、クロスアポイントメントの期間を更新する場合について準用する。

(クロスアポイントメントの終了)

第8条 クロスアポイントメントは、期間が満了したときのほか、クロスアポイントメントを実施する研究職員が次の各号の一に該当する場合は終了するものとする。

- 一 クロスアポイントメント期間中に研究所を退職する場合
- 二 研究所又は他機関が、特に必要と認めた場合

(クロスアポイントメント実施期間中の給与)

第9条 クロスアポイントメント実施期間中の研究職員の給与は、職員給与規程第21条の規定にかかわらず、第5条に定める協定により決定することができる。

- 2 理事長は、前項に定める協定書の締結に当たっては、同協定書の内容について、クロスアポイントメントを適用しようとする研究職員の同意を文書で得るものとする。

(クロスアポイントメント実施期間中の年次休暇の日数)

第10条 クロスアポイントメント実施期間中の研究職員の年次休暇の日数は、国立研究開発法人森林総合研究所職員の勤務時間、休憩、休日、休暇等に関する規程（13森林総研第108号）第29条及び第29条の2の規定にかかわらず、第5条の規定による協定において決定することができる。

(クロスアポイントメント実施期間中の他機関における勤務時間等)

第11条 クロスアポイントメント実施期間中の研究職員の他機関における勤務時間、休日、休暇その他の労働条件は、第5条の協定に定めた事項を除き、当該他機関の定めに従うものとする。

(例外事項の取扱い)

第12条 研究所又は当該他機関の事情により、この規程に定めのない事項が生じたときは、その都度、研究所及び当該他機関で協議して定めるものとする。この場合において、この規程の定めと異なる労働条件とする必要が生じたときは、当該研究職員の同意を得るものとする。

(職務)

第13条 クロスアポイントメント適用職員には、原則として研究所の管理運営等に関し、役職・職責に応じて他の常勤職員と同等の権限を有するとともに、同等の業務が課されるものとする。

(他機関に所属する者の研究所とのクロスアポイントメントの実施)

第14条 他機関に属する研究職員等(これに相当する者として理事長が認める者に限る。以下この条において同じ。)が、他機関の職員としての身分を保有したまま、その勤務時間の一部について研究所において勤務することを希望するときは、第4条の例により、理事長の承認を受けなければならない。この場合において、当該研究職員は勤務する企画部、研究領域、研究拠点、林木育種センター、森林バイオ研究センター、支所及び育種場を事前に定め、勤務を希望する初日の2月前までに申請書を当該領域長等に提出するものとする。

- 2 前項の規定に基づき承認したときは、研究所と当該他機関において第5条の規定による協定を締結するものとする。
- 3 第6条から第8条、第12条及び第13条の規定は、第1項の規定によるクロスアポイントメント(以下「他機関に所属する者のクロスアポイントメント」という。)の場合に準用する。
- 4 他機関に所属する者のクロスアポイントメントに係る給与の取扱いは、その所属する機関の定めるところによる。この場合、研究所に勤務する部分については、当該者について研究所の俸給月額、その他給与相当額を算定するために必要な事項を定めた上で、第5条の規定による協定において定めた研究所と他機関との勤務割合に応じ、研究所が当該他機関に支弁する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1. この規程は、平成29年 月 日から施行する。

別紙様式1（第3条）

企画部長	研究ディレクター等

クロスアポイントメント申請書

（申請日）平成 年 月 日

国立研究開発法人 森林総合研究所
理事長 殿

（申請者）

所属・職名

氏 名

印

国立研究開発法人森林総合研究所クロスアポイントメントに関する規程第3条により、下記のとおり申請します。

記

1. 対象となる研究員

所属・職名

氏 名

2. 受け入れ先（機関名及び配属先）

3. 申請理由（研究・実験内容と期待される成果等）

4. 受け入れ先での勤務形態

5. 当所と受け入れ先の勤務割合

6. 申請期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

7. その他参考となる事項

今後の行事予定について

月 日	研 究	保 険	水 源	行 事 名 等	場 所
1月13日	○	○	○	第10回理事会	本所
1月23日	○			優良品種・技術評価委員会	東京八重洲ホール
1月下旬			○	第3回森林整備センターリスク管理委員会	森林整備センター
1月30日		○		第4回保険運営会議	森林保険センター
			○	第4回事業運営会議	森林整備センター
1月30日～31日			○	第2回整備局長会議	森林整備センター
2月2日	○			平成28年度 林木育種成果発表会	木材会館
	○			REDD研究開発センター平成28年度国際セミナー 「REDD+推進に向けて：官民投資の連携」	イイノホール
2月3日	○			平成28年度合同成果報告会（岩手県林業技術センター、東北支所、東北育種場）	プラザ おでって（盛岡市）
2月7日	○			カラマツ研究に関するシンポジウム	J A長野県ビル（長野市）
	○			四国支所研究評議会	四国支所
2月8日	○			北海道地域研究成果発表会	札幌市
2月10日	○	○	○	第11回理事会	本所
2月13日～24日	○			林野庁中央展示	林野庁
2月16日	○			森林・林業及び木材利用に関する研究・技術開発等における連携と協力に関する協定 締結式 (中部森林管理局、信州大学、森林総研の三者)	中部森林管理局
2月17日	○			関西支所研究評議会	関西支所
2月20日	○			東北支所研究評議会	東北支所
2月20日	○			九州支所研究評議会	九州支所
2月21日	○			北海道支所研究評議会	北海道支所

主要行事(平成28年12月9日～平成29年1月11日)

月 日	行 事 内 容	出 席 者
12月9日(金)	【共】第9回理事会	理事長、各理事、森林保険センター所長、両監事
19日(月)	【育】林木育種技術戦略委員会	林木育種センター所長
20日(火)	【本】契約監視委員会	両監事
1月4日(水)	理事長年頭挨拶 (一社)日本林業協会平成29年新年賀詞交歓会	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事、平川監事 理事長、企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事、森林整備センター所長、法令遵守担当理事、森林保険センター所長、鈴木監事、平川監事
5日(木)	【育】日立市新年名刺交換会	林木育種センター所長
6日(金)	東京都合板組合連合会平成29年新年合同賀詞交歓会	理事長、企画・総務・森林保険担当理事
10日(火)	庁議	理事長
11日(水)	GEOSSアジア太平洋シンポジウム	理事長
12日(木)	つくば市賀詞交歓会	理事長

※ 【本】:本所、【育】:林木育種センター、【保】:森林保険センター、【整】:森林整備センター、【共】:共通の行事 の略